

法整備支援に学ぶ①

ー外から見直した日本の法制度ー

インドシナ3国の判決書雑感

法務総合研究所国際協力部

教官 関根澄子

法務総合研究所国際協力部では、開発途上国が行う法整備のための努力を支援するため、様々な活動を行っています。私は裁判官出身なので、裁判官としての実務経験を活かすことができる分野の仕事を主に担当しており、ベトナム、カンボジア、ラオス（インドシナ3国）の判決書改善もその一つです。これらの国の司法関係者を日本に招いて研修を行ったり、現地に赴いてセミナーの講師を務めたりするなどの活動をしています。

今回は、私が担当したインドシナ3国における判決書改善支援活動についてご紹介したいと思います。



ラオスの首都ビエンチャン市の風景：車はまだ少なく、主要交通手段はトゥクトゥク（三輪タクシー）

所変われば……インドシナ3国の民事判決書の特徴

インドシナ3国の判決書は、ベトナム、カンボジア、ラオスそれぞれ異なるものの、共通する特徴があります。

判決書の構成は、当事者の表示等の形式的事項が記載される導入部分があり、これに続いて当事者の主張等を記載する部分、裁判所の判断理由を記載する部分、主文となっています。主文が最後という点以外、構成は日本とそれほど変わりませんが、各項目の中身は相当異なります。

まず、当事者の主張等の部分は、例えば、「X氏とY氏は〇〇通りに居住している隣

人同士である。2001年9月ころ、X氏はY氏夫婦が現住している〇〇通りの家を売却しようという情報を知り、X氏は家を購入する必要があったため、Y氏夫婦と交渉した。その上で、価格を1億4千万ドン（注：ベトナムの通貨単位）とし、取引に合意した。……」などと事案の内容が物語調で長々と記載されています。必ずしも事案の解決にとって必要な事実と思えない記載も多くあります。当事者間に争いのない事実として記載されているのか、原告の主張している事実を記載しているのかよくわからない場合もあります。原告と被告との間で事実につき争いがあるのか否かもはっきりせず、被告が当然争っているはずのことについて、被告がどんな言い分を主張しているのかの記載が欠落していることも珍しくありません。原告がどのような法律上の根拠に基づきいかなる請求をしているのかが特定されていない場合も多く見られます。

また、この部分には「この事件は、A氏により仲介してもらったが、解決が得られなかった。そこで、2003年5月6日、X氏は支払った金額を返還するよう、裁判所に提訴した。」「裁判所がねばり強く和解に導くよう努めたが、解決できなかった。」などと、手続の経過や、裁判所による和解勧告がなされたことまで書かれていたりします。判決書が手続調書の役割も担っているようです。ちなみに、カンボジアの判決書では、この部分には、最初に「訴状によると……」などと、訴状に基づく当事者の言い分を記載した後、「原告は……と供述した。」「証人Aは……と供述した。」というように、当事者や証人の供述内容がそのまま書かれています。しかも、この部分は裁判官ではなく、書記官が起案しているそうです。まさに判決書兼記録という感じです。

裁判所の判断理由を記載する部分は、「契約書の内容は……である。」などという書証の内容や、部分的な事実認定を羅列して記載し、「以上の根拠から」「上記により」などとして結論が記載されるというような書きぶりが多く、結論に至った理由がよくわからないものが多いです。どの証拠を用いて事実を認定したのかの説明はなされませんし、適用した法律や経験則の説明もほとんどありません。この点は大きな問題です。

そして、最後の主文では、その事案で判断の対象としない紛争について「……についてはW社の要求があれば他の民事訴訟によってされる。」「Y氏とZ氏が当事人同士において解決することを認める。」などと記載されたり、家屋の明渡訴訟の場合に、単に被告に対し明渡しを命ずるのではなく、「原告は……の代替家屋を提供しなくてはならない。」「被告は……に転居しなくてはならない。」などと記載されたりするなど、法律上の権利義務の存否以外の事項あるいは申立ての範囲外の事項について判断を示している例が多く見られます。

このようなインドシナ3国の判決書を初めて読んだときは、ただただ驚いたというのが正直な感想です。



カンボジア司法省

国が違えば……インドシナ3国の民事裁判事情

インドシナ3国においては、民事訴訟の手續や訴訟觀そのものも、日本とは大きく異なっています。

インドシナ3国では、少なくともこれまでは、裁判では訴訟物たる権利關係の存否の判断という狭い枠ではなく、社会的紛争そのものを全体的に解決するべきだと考えられており、裁判所は後見的な役割を果たすことを期待されているように思います。例えば、被告に家屋からの退去を命じたとしたら、原告の要求は満たされても、被告は路頭に迷うことになります。全体として紛争を解決するために被告の転居先まで定めるというのは、ある意味では自然な発想ともいえます(むしろ、日本式は不親切かもしれません)。

現在インドシナ3国では、職権主義に基づく民事訴訟手續が行われており、概ね、調査手續という非公開・非対審構造の手續の中で、当事者や關係者を呼び出して一通り言い分を聞いたり証拠を収集したりした後、公開法廷における公判を開き、その場でさらに当事者や証人の言い分を聞くなどした後、休廷し、密室での評議を経て、すぐに判決を言い渡す(全文朗読)という流れで審理が行われています。当事者の主張等を記載する部分の内容は、主として、訴状の記載内容と、この調査手續での調査結果に基づいています。裁判所は、職権により当事者を含む關係者から話を聞いて(刑事事件における捜査のイメージ)、どんな紛争なのかを順次把握していくという審理構造になっています。当事者の請求が特定されていないのも、事件の解決に必要な事実とそうではない事実が区別されないのも、このような審理構造によるところが大きいといえます。

裁判を取り巻く環境も、日本とは事情が違います。

インドシナ3国では、ほとんどの事件は本人訴訟です。弁護士の数はいくつか少ないですし、その能力も高いとはいえません。また、裁判官も、文章作成能力や法律の素養が十分な者ばかりではないようです。当事者が法律的に整理された主張をすることを期待できず、裁判官の側にも的確に整理・表現する能力が必ずしもないとすれば、判決書が物語調に

なるのも無理ありません。

また、インドシナ3国では、内戦後に難民が帰還し、土地の占有者（その多くが農民）との間における土地所有権をめぐる紛争が深刻な問題となっています。このような事件については、従前の権利関係は不明で証拠もほとんどなく、裁判所としても結論を出すのが困難な事件が多いのです。

日本が伝えられること……判決書の理論と技術、信頼される裁判

このように訴訟に対する考え方も審理の方法も異なり、また社会事情も違う国の判決書を、どのように改善していくべきかというのは、難しい問題です。要件事実をそのまま技術移転すればよいというものではなく、どのような支援をすべきか慎重に考える必要があります。

ベトナムでは、日本の支援により成立した民事訴訟法において、申立主義、自白の拘束力等、職権主義の中に一定程度、当事者主義的な内容を取り入れています。カンボジアでは、日本の支援により成立予定（2006年4月現在）の民事訴訟法の下、当事者主義が採用される予定です。これらの国々にとって当事者主義の考え方は新しく、これから実務がどのように変わるのかをイメージするのが困難なのです。そこで、日本は、新しい法律の趣旨に沿う判決書の書き方という観点から助言をしてきました。ベトナムやラオスでは、日本の助言指導の下に、判決書起案マニュアルが作成されました。また、カンボジアでも、新法下におけるモデル判決書の検討を始めたところです。

これらの国々におけるアドバイスの中で力を入れているのが、理由の書き方改善です。判決書で結論に至った理由をわかりやすく説得的に説明する必要があるということは、判決書において最も重要なことであり、当事者主義を採用するか否かを問わず、どの国においても妥当するものですが、インドシナ3国の判決書はいずれも理由が不十分と言わざるを得ません。この点、日本の判決書は、当事者を初めとする判決書の読み手に対して、裁判所がどのように証拠を評価し、どのように考えて判断したのかを、詳しく説明するという点に特徴があります。日本と同様の精緻な事実認定をしなくてはならないという訳では必ずしもありませんが、日本の判決書が示す特徴は、日本の裁判における丁寧な審理、ごまかしのない判断の現れであり、日本において裁判が信頼されていることの礎です。このような我が国の司法の美点を支援対象国に伝えることに大きな意義があると感じています。

法整備支援から学んだこと……日本のことがわかりました

日本は、これまで長年にわたり、欧米の法制度や司法制度から様々なことを学んできました。それには、法律等の内容だけではなく、社会の実情に応じた法文化の違いや、異なる法制度との比較を通じた日本の法制度の再発見も含まれていると思います。

アジア諸国への法整備支援でも、支援対象国の事情を調査・研究し、支援対象国法の

みならずその母法も含めた比較法的な分析・検討をすることが不可欠です。しかも、法整備支援においては、日本の法制度や実務について情報発信していくわけですから、責任を持って説明をするために、日本のことについても、背景を調べ、掘り下げた検討をすることが必要になります。このような形で日本の法制度について多角的に考え、勉強する機会を与えられたことは、得難い経験でした。

国際協力部に来るまでは、日本の裁判官が発展途上国のためにできることがあるとは思っても見ませんでした。裁判官としてのこれまでの経験を、諸外国の発展に少しでも役立てることができたとすれば、大きな喜びです。何年か後に、インドシナ3国の判決書を読むのを楽しみにしています。その時は、あの判決書がこんなに良くなったのか、という、嬉しい驚きがあるものと期待しています。



ベトナム本邦研修。

講師は元・現裁判官、弁護士（元ベトナム長期専門家）と国際協力部教官。